



学習用端末貸与・令和7年度新入生の学習用端末購入費一部補助についてお知らせします。

経済的に困難を抱える（所得が一定の基準に該当する）世帯の方に対し、以下支援を行います。

支援を受けるには、保護者等全員の・・・

令和6年度（令和5年度収入）住民税（非）課税証明書 が必要です

調整控除額
が記載され
たもの

支援①：学習用端末の貸与

対象	<p>保護者等全員の住民税所得割※が非課税の世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年1月以降の収入が減少し、保護者等全員の「住民税所得割が非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)も対象となります。 ※「住民税均等割」は考慮不要です。
概要	<p>原則卒業まで学習用端末を借受けることが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> モバイルルーター（通信契約及び通信料は利用者負担）の貸出も行っています。 毎年3月に現況確認を行い、対象外となったときは貸与の決定が取り消され、端末の返却を検討していただきます。 貸与タブレット端末は、iPad（第9世代）です。
申請期間	<p>令和7年6月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請期間外のお申し込みについては本校事務室までお問い合わせください。
申請方法	<p>裏面のQRコードより、申請書の請求を4月4日までにお願いします。入学式に申請書をお渡しします。申請書類はお子様を通して担任へ提出してください。</p>

支援②：学習用端末購入費一部補助

対象	<p>令和7年度新入生で保護者等全員の令和6年度住民税所得割が非課税ではない世帯</p> <p>【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額 の 保護者等合算額が1円～51,300円未満の世帯</p> <p>※ 非課税世帯の場合、一部補助を受けることができませんのでご注意ください</p>
概要	<p>合格者説明会の日※1以降に購入した学習用端末 (本体※2金額の1/2(上限22,500円)を補助します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1 県立附属中、中等教育学校からの進学者は、学習用端末の説明を受けた日。 ※2 本体と別に購入が必要な場合は、有線接続キーボードまで対象。 ※ 領収日・端末本体の金額・販売事業者名が明記された、領収書等(レシート可)の原本の提出が必要です。
申請期間	<p>令和7年6月2日 (期限を過ぎてからの申請は受付できませんのでご注意ください)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年6月2日までに納品未了の場合も申請は受け付けます。 必ず期間内に申請を行ってください。(納品書等は後日提出して下さい)
申請方法	<p>裏面のQRコードより、申請書の請求を4月4日までにお願いします。入学式に申請書をお渡しします。申請書類はお子様を通して担任へ提出してください。</p>